都道府県· 政令指定都市名 43 熊本県

時点:2024年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局	部課	! (室)	名	環境生	- +	局男女参	ቇ画·協働推	進課				
担	当	職	員	数		6	人	(専任	6	人、兼任	0	人)	

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名	称		熊本県男女共同参画社会推進会議								
設置年月日(西曆)•根拠	1980年10月23日	根拠:熊本県男女共同参画社会推進会議設置要項								
長の	 役 職	知事									

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮問機関、懇談会等の	2 名称	熊本県	男女共同	参画審議会				
設 置 年 月 日 (西		200	2年4月1日					
構成	員	10	人	(女性	6	人、男性	4	人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間(西 暦)	2021 年	4	月 ~	2026	年	3	月
名 称	第5次熊本県	男女共同参画	計画				
改定・見直しの予定時期		2026年3月				未定の場合	
1. 女性の職業生活における活躍の推進 に関する法律(以下「女性活躍推進法」と いう。)の推進計画と一体である							
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作 成							

問5 男女共同参画に関する条例

男女共同参画に関する条例		
有の場合	名	
	公 布 日(西 暦) 2001年12月20日	
	施 行 日(西 暦) 2002年4月1日	
	最終改正日(西暦)	
	改正内容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦): 0 年 0 月	
無の場合	1. 制定等について検討中 具体的な状況:	
ボツ物口	2. 特に検討していない	

審調	議会等	委員へ	の女性	の登用	調査	持点コート	۲ 1	:2024年4月	1日	2	:その他	1(西暦)		2024年3月	31日
	目	標	値		(西暦)	2025	年度まで	÷ 40	%						
	根		拠				5次熊本県	見女共同	参画計画(2021年3月)、	審議会	等委員への女性	の登用推進に関	する要項(2016年10月)
目標	票設定0)対象で	ある審議	養会等の範囲		地方自治 関	台法第180约	その5に基つ	ざく委員会?	及び委員、地	方自治	体第138条の4の	第3項に基づく作	対属機関及	びこれに類する
目標	票設定0	対象で	ある審請	養会等における登用状	調査時	点コード	2	審議	会等数(124	,	うち女性委員を含	む審議会等数(123)
況						延総委	委員等数(1,828)延女性	委員等数(724)	女性比率(39.6)
地方	5自治法	长(第202	条の3)に	こ基づく審議会等にお	調査時	点コード	2	審議	会等数(54		うち女性委員を含	む審議会等数(54)
ける	登用状	況				延総委	委員等数(897)延女性	委員等数(346)	女性比率(38.6)
				+共団体に置かなけれ	調査時	点コード	2	審議	会等数(39		うち女性委員を含	む審議会等数(39)
ばな	ならない	審議会等	におけ	る登用状況		延総委	長員等数(786)延女性	委員等数(254)	女性比率(32.3)
			条の5)(に基づく委員会等にお	調査時	点コード	2	審議	会等数(9		うち女性委員を含	む審議会等数(8)
ける	登用状	:況				延総委	委員等数(88)延女性	委員等数(26)	女性比率(29.5)
目標	票値以タ	トの目標	设定												
女		人村	才名簿 代	F成の有無	1. 有 2.	無 3. 化	F成予定有	1	有の場合	、1. 公表 2	2. 非公	表 1			
性		人村	オ名簿だ	が有る場合	掲載人数	156	人		(2024	年	7	月現在)			
登用方策		そ	σ) 他	委員の		をの有無(1) (1. 有 2. 「	. 有 2. 無) 無)	1)

問7 女性公務員の採用・登用状況

	A 1944 12 TE 112 B 4450												
問7-1 管理職	の在職状況	侍点コード	1:2024年4月1日			2	2:その他(国	西暦)	2024年4月16日				
		管理職総	数					女	性管	理 職	の 内 訳		
			うち女性	女性比率	部局長相	部局長相当職			職		課長相当職		
		(人)	管理職数 (人)	(%)	(人)	うち女性	女性	(人)	うち女性	女性	(人)	うち女性数(H)	女性
		(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(C)	数(D)	比率(%)	(E)	数(F)	比率(%)	(G)		比率(%)
本庁	計	367	41	11.2	20	2	10.0	59	6	10.2	288	33	11.5
本川	うち一般行政職	299	38	12.7	19	2	10.5	46	6	13.0	234	30	12.8
支庁·地方事	計	204	27	13.2	7	1	14.3	33	2	6.1	164	24	14.6
務所等	うち一般行政職	125	19	15.2	5	1	20.0	17	2	11.8	103	16	15.5
全体	計	571	68	11.9	27	3	11.1	92	8	8.7	452	57	12.6
主体	うち一般行政職	424	57	13.4	24	3	12.5	63	8	12.7	337	46	13.6
再掲	警 察 関 係	132	6	4.5	2	0	0.0	28	0	0.0	102	6	5.9
一一一	教育委員会	49	6	12.2	1	0	0.0	5	1	20.0	43	5	11.6

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

	調査時点コード	1:2	024年4月	1日	2:-	その他(西	暦)	2024年4月16日
			うち女性 数 (人)	女性 比率(%)	係長相当職	うち女性 数 (人)	女性 比率(%)	
本庁	計	734	162	22.1	881	249	28.3	
77.7.1	うち一般行政職	606	147	24.3	628	224	35.7	
支庁·地方事	計	801	138	17.2	1,366	289	21.2	
務所等	うち一般行政職	529	94	17.8	533	175	32.8	
全体	計	1,535	300	19.5	2,247	538	23.9	
土体	うち一般行政職	1,135	241	21.2	1,161	399	34.4	
再掲	警 察 関 係	297	21	7.1	919	77	8.4	
1'3 76)	教育委員会	94	17	18.1	260	97	37.3	

問7-3 新規昇任者数(2023年4月1日~2024年3月31日)

		1			課長補佐			tr E to the White		ı
		課長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率(%)	相当職(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	係長相当職	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
本庁	計	44	7	15.9	63	25	39.7	63	26	41.3
本门	うち一般行政職	41	5	12.2	59	24	40.7	59	25	42.4
支庁・地方事	計	20	4	20.0	60	16	26.7	48	18	37.5
務所等	うち一般行政職	16	3	18.8	48	10	20.8	23	4	17.4
全体	計	64	11	17.2	123	41	33.3	111	44	39.6
土体	うち一般行政職	57	8	14.0	107	34	31.8	82	29	35.4
再掲	警 察 関 係	0	0		3	0	0.0	0	0	
1111年	教育委員会	10	1	10.0	24	7	29.2	8	4	50.0

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

的 <u>/-4 </u>	1/-4 昇仕 昇恰寺堂用の考慮安系とはる										
	勤務	昇 試	任 験	昇 試	挌 験	部局等の	経 験	遠隔地での長期研	退隔地で		その他
	成 績	面接 のみ		面接 のみ		推薦	年 数	修(4週間以上)	勤務経験	望	
課長相 当職	0		0			0	0				「昇任試験」は警察関係のみ、「部局等の推薦」は警察関係は除く
課長補佐相当職			0			0	0		0		「昇任試験」「遠隔地での勤務経験」は警察関係のみ、「部局等の推薦」は警察関係は除く
係長相 当職	0		0			0	0		0		「昇任試験」「遠隔地での勤務経験」は警察関係のみ、「部局等の推薦」は警察関 係は除く

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2023年4月1日~2024年3月31日)

				全受験者数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇	任	試	験	2,063	316	15.3
昇	格	試	験	0	0	0.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2023年4月1日~2024年3月31日)

,			, c,,c. <u> </u>	,
		総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
	全体	307	128	41.7
	うち 上級	211	100	47.4
	うち一般行政職	175	86	49.1
	うち 上級	137	73	53.3
	うち警察関係	112	34	30.4
	うち 上級	51	16	31.4

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

- 1. 明記した規定があり、認めている。
- 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。
- ҆ 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。
- 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	(知事部局)熊本県職員旧姓使用取扱要綱 (教育委員会)熊本県教育庁等職員旧姓使用取扱要綱 (警察本部)熊本県警察職員の旧姓使用取扱 要領について(通達)
該当部分の条文(本文)	(知事部局) (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものである。(教育委員会)(趣旨) 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものである。(警察本部) 1 趣旨 この要領は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、熊本県警察職員(会計年度任用職員及び臨時職員を含む。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場等において使用することに関して必要な事項を定めるものとする。

問7-9:本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2024年4月1日 2: その他(西暦)

防災·危機管理部局職員数(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	うち管理 職数(人)	うち女性 数 (人)	女性比率 (%)
28	3	10.7	4	0	0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	くまもと県民交流館パレア男女共同参画センター	愛称・通称 パルア	
設置年月日(西暦)	2002年4月1日	施設形態 2 1. 単独施設 2. 複合施設	
	郵便番号: 860-8554 住 所: 熊本県熊本市中央区手取本	本町8-9 テトリアイまもとビル	
所在地等	電話番号: 096-355-1187 FAX番号: 096-355-4318		
	ホームページ:https://www.parea.pref.kumamoto.jp/danjo/		
	1. 施設管理 直営(担当部局名:)	
管理·運営主体	〇 指定管理者(名称: くまもと県民交流館管理運営	営共同企業体	
	その他()	
	2. 事業運営 直営(担当部局名:)	
	〇 指定管理者(名称: くまもと県民交流館管理運営	営共同企業体))))	
	その他()	
職員数	常勤 非常勤 (雇用(任 用)期間 の 3 人、 の定めが の定めが ある職 員)	額 2024年度 53,458 千円	
主な事業	│ │ 〇 1. 広報啓発(主な事項	n°ネル展	
1 0.4.5K	○ 2. 講座(主な事項:	講座、セミナー実施)	
男女共同参画・女性に	3. 相談事業(主な事項)	
関するもの		報誌の発行、ホームページ運営、情報ライブラリ運営)	
	5. 苦情処理(主な事項 〇 6. 交流促進(主な事項	アイス (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	
※ 実施しているもの:○	○	アト・ハ・イサー派遣	
	8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項:)	
	9. 調査研究(主な事項)	
	10. その他(主な事項:)	
	l		

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称			基金•基本財産額	千円
設置年月日(西暦)	1	出資者		

2つある場合

名 称		基金・基本財産額	0	千円
設置年月日(西暦)	出資:			

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 久種女性団体連絡協議		1. 有	加盟団体数	9	
問10-1 各種女性団体連絡協議 会等の有無	1	問10-2 名称等: 名称等:	会 員 数		
問10-3 地方公共団体からの助	2	1. 有			
成・委託事業実施の有無	_	2. 無			
		1. 定例会議(情報交換会等)の開催			
問10-4 活 動 内 容		2. 機関誌の発行			
		3. 広報啓発パンフレット作成			
※ 実施しているもの:○		4. その他 (内容:			

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:〇

- 〇 1. 担当者連絡会議の開催
- 〇 2. 市区町村職員研修会の開催
 - 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催
- 〇 4. 関係情報の収集提供
- 〇 5. 審議会等女性登用の働きかけ
- 6. 補助金等の交付(名称: 概要: 7. その他 内容:
- 問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの: 〇

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施
- 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
- 〇 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
 - 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
- 2. 研修受講職員の男女比を配慮
- 3. その他 / 内容:

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事項	2023年度予算 (千円)	2024年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	20,404	24,598	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.00223 %	0.00319 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	50,104	49,448	

問14	公共調達における男女共同参	参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○	項目の設定
	1 公共工事の競争参加資格審査	査における男女共同参画等の項目の設定	
	2 物品の購入等の競争参加資格	格審査における男女共同参画等の項目の設定	
	3 総合評価落札方式の一般競争	争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	0
	4 その他の公共調達における男	男女共同参画等項目の設定(Oの場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	0
	(1) 指名競争入札又は随意契	2約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の意	競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定におり	ける評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における	る評価項目の設定	0
	(5) その他(内容:		

↓(具体的に実施している内容:○)

			問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
			競争参加資格審 査における男女 共同参画等の項	等の競争参加資	般競争入札を実	4 その他の公共 調達における男女 共同参画等項目の 設定
	1	「えるぽし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得				0
	2	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
具体的項目	4	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				0
	⑤	役員に占める女性割合に関する項目				
	6	管理職に占める女性割合に関する項目				
	7	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
	8	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
	9	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			0	
	10	短時間正社員制度の導入				
	11)	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	12	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
	13	その他			0	

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

			企業の登録・ 認定・認証制 度	企業の表彰制 度
企業	 美の:	登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)	1	1
		女性活躍推進法に基づく「えるぽし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエー ル」認定を取得		0
	2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	0	0
	3	役員に占める女性割合に関する項目		
\22	4	管理職に占める女性割合に関する項目	0	0
選定	5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組	0	0
等	6	その他「登用促進等」に関する項目		0
の基	7	仕事と育児・介護を両立するための取組	0	0
準	8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	0	0
	9	短時間正社員制度の導入	0	0
	10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	0	0
	11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		0
	12	その他	0	0

\rightarrow	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	「熊本県ブラ仆企業認定事業」(4,5,7,9)、「よかボス企業」(7,8,10,12)、「子育て従業員応援団」(2,7,8,9,10)
\rightarrow	「企業の表彰制度」の具体的名称	「KUMAMOTO よかボス AWARDS」(7,10,12)、「男女共同参画推進事業者表彰」(1,2,4,5,6,7,8,9,10,11)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1	ある	1	
2	現在はないが、今後検討する	'	

→	女性活躍推進法第27条の「協議会」の具 体的名称	熊本県女性の社会参画加速化会議				
	上記以外の具体的名称					

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1. 有 問 ₁₇₋₁ 1 2. 無 名 称 熊本県男女共同参画年次報告書	
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期 1 定期の場合 1 年毎	
	O 1. 男女共同参画·女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室)	
公表主体	2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室)	
(※ 該当するもの:○)	3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者	
	4. その他 ()

問18-1 2024年度実施予定事業

名称	事業内容等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
• ①男女共同参画学習資料	①中高生向け学習資料を作成・配布	①-	①3月
・②男女共同参画inパレア	②講演会及びワークショップ、ハペネル展を実施	②未定	②7月,10月,2月
・③女性に対する暴力をなくす運動	③キャンペーン、ワークショップ、講座等を実施	③約100名	③11月
- ++/			
2. 表彰 • ①男女共同参画推進事業者表彰	(1) 田女共同名画の世界に種類的に駆け組んでいる東番者と加東が実彩	(1)-	①2月
・①另女共问参画推進事業有衣乾	①男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる事業者を知事が表彰 	<u> </u>	①2 <i>月</i>
3. 講座			
• ①女性経営参画塾	①企業や団体の管理職を対象に、管理職として必要なスキルを取得できる 講座を開催	①約20名	①8~10月
・②女性リーダースキルアップ [®] 塾	②企業や団体の女性管理職候補を対象に、管理職として必要なスキルを取		②10月
	得できる講座を開催		
・③女性社員キャリアアップ。塾	③企業や団体の女性管理職候補を対象に、管理職として必要なスキルを取得できる講座を開催	③約30名	③9月
・④地域リーダー育成事業	④男女共同参画の地域リーダーを育成する研修	④25名程度	④8~12月
・⑤企業トップセミナー	⑤企業の経営者、人事労務関係の管理職を対象に、女性活躍に関する講演	⑤約100名	⑤2月
	や事例発表を実施		
• ⑥マイント [*] アップ [°] セミナー	⑥学生を対象としたパネルトークやグループワークを実施	⑥約150名	⑥7月,10月,2月
- - - - - - - - - - - - - - - - - - -			
4. 相談事業 ・①男女共同参画相談室らいふ	□女性が抱える悩み等の相談に対して、相談員が助言や情報提供を行い、	(1)-	①通年
の分文共同多画作談主がいか	相談者の問題解決の支援を行う		①
5. 情報収集・提供			
• ①男女共同参画年次報告書	 ①男女共同参画の推進状況調査、施策評価等をまとめた年次報告書を発行	(1) -	①2月
			= 1.
・②女性人材バンク登録者活用促進事業	②女性の人材をバンクに登録、関係機関に情報を提供し、活用を促進する	2-	②通年
			· · ·
・ ③広報誌「ならんで」	 ③男女共同参画に関する最新情報を県民に提供するため年2回発行	3-	③10月,2月
◎/以中以前にいなられて 」	多方久六向多画に関する取利情報を未及に提供するにの中2回先刊		©107,27
④ホームへ°ーシ*運営	④男女共同参画に関する情報を県民に提供	4 -	④通年
⑤情報ライブラリ運営	⑤男女共同参画に関する図書、ビデオ、関係資料を情報提供		⑤通年
・⑥民間団体への情報提供	⑥男女共同参画に関する情報を男女共同参画推進団体等に提供		<u>◎</u> 通 ⑥通年
·			
6. 苦情処理			
• ①苦情処理	 ①条例に基づき、申し出のあった苦情の処理	1)-	①通年
7. 交流促進			
- ①女性活躍サミット	 ①講演、企業等で働く女性や地域活動を行う等による意見交換など	①約200名	①12月
•			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
①男女共同参画アドバイザー派遣	①企業、団体等の研修会等にアドバザーを派遣	①-	①通年
•			
9. 国際交流・海外派遣事業			
•			
10. 調査研究			
・①県民意識調査	①男女共同参画に関する県民意識調査の実施	1)-	①11月
11. その他			
• ①市町村男女共同参画促進事業	①市町村担当課長会議の開催	①85名	①4月
• ②市町村男女共同参画計画策定研修	②県内市町村の男女共同参画計画の策定・管理に関する研修の開催	②30名程度	②10月
• ③男女共同参画地域連絡会	③県内各地域で地域振興局、市町村担当職員、推進員及び当課員及び地域		③11月~2月
	間の情報共有、課題解決に向けた検討会を開催	- · · · - · ·	
•			
-		•	

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2024年7月1日)

	議	会	名	熊本県議会						
議員	員の出産をク	で席事由と	:して明記した	規定(産休を含む)の	有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。	1			
						4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。				
取得	引することが	可能な休		易合について)		1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。				
第六間)	以内に出産	更用者は、 する予定	の女性が休業	妊娠の場合にあつてに を請求した場合におし						
2. イ たた	の者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。 ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者 について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支え					3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。	2			
ない						4. 期間の定めはない。				
出商	出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無 1. 産前産後期間を明記した規定がある。									
		·····································	112 91007279	能本県議会会議規則	ul	2. 産前産後期間を明記した規定はない。				
	7	兄		熊	ניו					
明言	己した規定(規則、条例 内容	別、別表等)の	の場合にあっては、1 週間を経過する日ま 間の範囲内において	4週間)前の での期間の 、あらかじ	らず、議員が出産する場合においては、妊娠中の議員にあっては出産の予定日の65の日から当該出産の予定日(出産の日が当該予定日以外の日であるときは、当該出の範囲内において、出産後の議員にあっては出産の日の翌日から8週間を経過するめ議長に届け出ることにより、会議を欠席できるものとし、この場合における届出は、この予定日又は出産の日を明らかにしてしなければならない。	は産の日)後8 6日までの期			
						1. あり				
休明 	段の期間の報	報酬につい	いて、減額の 規	見定の有無		2. なし 3. その他()	2			
		規 定 名				J. COMB.				
明訂	己した規定(規則、条例	別、別表等)の							
議会		-	明記した規定の	▲ の有無						
					2 個別σ 3 個別σ)各事由を明記した規定がある。)各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。)各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。)各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)				
			- 配偶者の出産	<u>z</u> E	1					
			育児		1					
			家族の看護		3					
			家族の介護 疾病		1					
			その他							
			て 07 16			T	Г			
						1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)				
議員	夏の利用する	ることので	きる保育施設	等の議会での設置・提	是供状況	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	2			
						3. 設置または提供する予定である。				
						4. なし 1. 専用の場所が設置されている。(常設)				
						2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)				
議員	員の利用する	ることので	きる授乳室等	の議会での設置・提供	 铁況	3. 設置または提供する予定である。				
						4. なし				
議会	ミにおけるバ	ハラスメント	・防止に関する	る取組(ハラスメント防」	止に関す	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	2			
る議	員向け研修	を除く。)				3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	2			
行つ	ている取組					1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。				
	を している					2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他 ()				
		見 則 名				, COSIE (
明訂	己した規定(列、別表等)の							
		内容				1. 行っている。				
ハラ	スメント防ェ	上に関する	議員向け研修	多		2. 行っていないが、今後、行う予定である。	1			
						3. 行っておらず、今後、行う予定もない。 1. 研修において利用している。				
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治 分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する 予定						2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研				
						で利用する予定もない。				
男女	て共同参画(こ関する研	〒修(ハラスメ)	ント防止に関するもの」	以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	3			
						3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。				
						1. 明記した規定があり、認めている。				
【議会における通称▼は旧姓使用の認可の状況						2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。	2			
	1-	- III	7	_		4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。				
<i>J</i>	規	則(<u> </u>							
余文	本文									
政治	分野の里っ	女共同参	画のために宝	施していること						
					高校生を対	対象とした高校生県議会を開催				

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの

2. 位置付けられていない。
3. その他(不明等)
計画、指針名

熊本県地域防災計画

6.避難所における男女共同参画の推進(県環境生活部、市町村)
県及び市町村は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

調査時点コード: 2

1. 2024年4月1日 2. その他(西暦) (2024年3月31日

1. 都道府県における首長等の状況

知 事		事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	:	2024年4月16日		~	2028年4月15日				
副	知	事			2	人	(女性	0 人、	男性	2	人)			

2.

合

計

女性委員0の審議会数

254

786

0

32.3

ᄱ		事 Z 1. スピ Z. カピ 仕捌. Z0Z4平4月10日			47 IVL	
副		知事2人(女性0人、	男性	2	人)	
津又に	は政令	合により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等				
現在	設置し	ていないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付している	ます。			
置		議会等名	委員総数		女性委員の割合	
_	+ ' '		(人)	(人)	(%)	HIM 70
	1 都道	i府県防災会議(会長を含む)	69	24	34.8	
	都道	府県防災会議(委員のみ)	68	24	35.3	
		1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	0	0.0	
		ついます	1	0	0.0	
	内	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長 	1	0	0.0	
		4号 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
		5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	3	0	0.0	
	訳	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県 の知事が任命する者	5	0	0.0	
		一当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又	24	10	41.7	
		/ 与 は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者		10		
		05 者	16	14	87.5	
	_	:利用計画地方審議会	19	8	42.1	
		3利用審査会 [府県交通安全対策会議	7 21	5 2	71.4 9.5	
_			۷1		J.J	Γο L.4+ Δ ·
		環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会))審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				「6と統合」
_	_	の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	19	8	42.1	
		B医療審査会 I府県生活衛生適正化審議会	20	9	45.0	
_		[府県生活衛生適正化番譲会 [府県医療審議会	19	5	26.3	
		護師試験委員会				
1	1 麻薬	中毒審査会				
		社会福祉審議会	22	6	27.3	
		「者に関する審議会その他の合議制の機関 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20 11	5 5	25.0 45.5	
_	_	:健康保険事業の連営に関する協議会 - - - - - - - - - - -	9	4	45.5 44.4	
_	_	原果農業共済保険審査会		<u> </u>		
1	7 都道	府県森林審議会	10	5	50.0	
		府県建設工事紛争審査会	9	4	44.4	
_		審査会	7	3	42.9	
_		所果建築士審査会 所果都市計画審議会	5 18	2	40.0 22.2	
		審査会	7	3	42.9	
23	3 私立	学校審議会	12	7	58.3	
_	_	コンビナート等防災本部	25	1	4.0	
2	5 公害	健康被害認定審査会 一般と物質と関係を表現している。	10	1	10.0	
26	6 <mark>至系</mark> につ	酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項 いて調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
2		原果児童福祉審議会				
_	_	港湾審議会	15	4	26.7	
	_	区画整理審議会				
_		用図書選定審議会 保険審査会	20 18	8	40.0 44.4	
_		旅院番宜云 原県固定資産評価審議会	10	5	50.0	
_		提定の診査に関する協議会	36	9	25.0	
		署協議会	158	74	46.8	
		以用事業認定審議会	5	2	40.0	
		基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会 原県国民保護協議会	7 60	7	57.1 11.7	
	_	府県国氏保護協議会 独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	
		地再開発審査会	<u> </u>		10.0	
		İ府県職員委員会				
_		再生協議会				
_		会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
		高齢者医療審査会 施設視察委員会	9 4	2	44.4 50.0	
_	_	者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送 傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	35	2	5.7	
_		業病審査会	24	1	4.2	
		慢性特定疾病審査会 	8	2	25.0	
_		(不服審査会 (医療対策協議会	6 17	3	50.0 5.9	
		・	5	3	60.0	
5	_					
52	_					
50	_					
54	4					

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	1	20.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	5	2	40.0	
6	都道府県労働委員会	15	4	26.7	
7	収用委員会	7	3	42.9	
8	海区漁業調整委員会	35	10	28.6	
9	内水面漁場管理委員会	10	4	40.0	
	合 計	88	26	29.5	0
	女性委員0の委員会数	1			